

南筑後農業協同組合 通所介護事業所及び第一号通所事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 南筑後農業協同組合（以下「組合」という。）が開設するJAみなみ筑後指定通所介護事業及び第一号通所事業所『あぐりの郷デイサービスセンター』（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第一号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、地域の要支援状態及び事業対象者又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び第一号通所事業を提供することにより、安心して生活できる地域づくりをすすめることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 組合員とその家族及び地域住民が要支援及び事業対象者又は要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活の支援を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

3 地域福祉の向上の為、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者及び保健・医療機関と密接に連携をとる。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称：JAみなみ筑後デイサービスセンター「あぐりの郷」

(2) 所在地：福岡県みやま市高田町原1080-1

(従事者の職種、職員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

従業者の管理・利用申し込みに係わる調整、従業者に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。

また、通所介護計画及び第一号通所事業計画の作成及びその内容を利用者又は家族に対する説明、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録等を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活等に関する相談及び助言を行う。

(3) 介護職員 3名以上

入浴・排泄及び食事の提供等に伴う介護を行う。

(4) 看護職員 1名以上

健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話をを行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし本組合が特別に定めた場合はこの限りではない。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日(但し、12月31日～1月3日まで休業とする。)
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時10分～午後4時20分までとする。

(指定通所介護及び第一号通所事業の定員)

第6条 指定通所介護及び第一号通所事業の定員は1日当たり30名とする。

(指定通所介護及び第一号通所事業の内容、利用料及びその他の費用の額等)

第7条 指定通所介護及び第一号通所事業の内容、利用料及びその他の費用の額は次のとおりとする。

- (1) サービスの内容は次のとおりとする。

生活指導、養護、健康チェック、送迎、食事サービス、入浴サービス、日常動作訓練、レクリエーション

- (2) 利用料・その他の費用

- (ア) 利用料

- ・介護報酬の告示上の額とする。

- (イ) その他の費用

- ・食事代(食材料費・調理費)及びおむつ代、その他日常生活上の便宜に係る費用については実費とする。

2 指定通所介護及び第一号通所事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、指定通所介護及び第一号通所事業の従事者勤務体制、その他申込者のサービス選択に質すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、文書により同意を得るものとする。

(通常の事業実施範囲)

第8条 通常の事業の実施地域は、みやま市・大牟田市の区域とする。

(サービスを利用するに当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定通所介護及び第一号通所事業のサービス提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 第7条第1項第1号に規定するサービス提供を受ける際に、サービス利用ができないような心身の状態にある場合は、事前にその旨を連絡帳に記載又は電話等により事業者申し出を行うものとする。

(サービスを提供するに当たっての留意事項)

第10条 事業者は、指定通所介護及び第一号通所事業サービスの提供に際し、次の事項について留意するものとする。

- (1) 入浴サービスを行う場合は、指定通所介護及び第一号通所事業の利用開始時点で利用者又はその家族と当日のサービス利用確認を行ない、利用の有無を決定する。

利用当日入浴できない心身の状況がある場合、入浴利用の場合いずれも、サービス提供の有無を連絡帳に記載する。

(2) 機能訓練の利用の際は、指定通所介護及び第一号通所事業の利用開始時点で利用者又はその家族と当日のサービス利用確認を行い、利用の有無を決定する。

その場合、主治医との連絡調整の上で決定する。なお、利用できない心身の状況がある場合、機能訓練の利用の場合いづれも、サービス提供の有無を連絡帳に記載する。

(3) 送迎サービスを行う場合は、指定通所介護及び第一号通所事業の利用開始時点で利用者又はその家族と当日のサービス利用確認を行ない、利用の有無を決定する。利用当日送迎を利用した場合、利用しない場合いづれも、サービス提供の有無を連絡帳に記載する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定通所介護及び第一号通所事業の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医へ連絡を行なう等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。

(衛生管理に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、「衛生管理計画書」を策定し衛生管理に努める。

2 前項の「衛生管理計画書」の取り扱いについては、所轄事務所等の助言受け実施するとともに、従事者に衛生管理に関する研修等を定期的に行い周知徹底を行うものとする。

(非常災害等対策)

第13条 指定通所介護及び第一号通所事業の提供に当たる者は、非常災害等に備え、執るべき措置について「自然災害・感染症に関する業務継続計画」を策定し、利用者の生命や生活を守り、また、職員の安全を確保するよう努めるとともに、周知を図るために定期的避難訓練や研修等を実施するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者、家族又はその代理人の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための指針を設けて、事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する。

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(3) 委員会の委員長を責任者とし、施設の虐待防止にかかる措置を適切に実施する。

(4) 虐待を防止するための定期的な研修を行う。

(5) サービス提供中に従事者等により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

(1) 各種研修の実施

従事者の介護技術向上のために、研修を行うものとする。また、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

(2) 秘密保持等

① 従業者は、正当な理由もなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報は、在職中はもとより退職後において漏らしてはならない。

② サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、組合長が定めるものとする。

(苦情処理)

第17条 事業所は、指定通所介護の提供にかかる利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は平成16年7月1日より施行する。

この規程の変更は平成17年 8月29日に改正し、平成17年10月1日より施行する。

この規程の変更は平成17年10月28日に改正し、平成17年11月1日より施行する。

この規程の変更は平成18年 4月 1日より施行する。

この規程の変更は平成19年 6月 1日より施行する。

この規程の変更は平成23年 9月 1日より施行する。

この規程の変更は平成24年 4月 1日より施行する。

この規程の変更は平成29年 4月 1日より施行する。

この規程の変更は令和 3年 4月 28日より施行する。

この規程の変更は令和 6年 2月 26日に改正し、令和 6年 4月 1日より施行する。